

## 第5 ごみを出さない循環型社会の構築

### 1 京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020） みんなで目指そう！ごみ半減！ 循環のまち・京都プラン

本市では、平成15年12月に「京都市循環型社会推進基本計画 ～京（みやこ）のごみ戦略21～」を策定し、以降、家庭ごみ有料指定袋制の実施などにより、計画の目標を大きく上回るペースでごみの減量を着実に進めてきた。

しかしながら、今後もこのまま同じ量のごみが排出されれば、埋立処分地があと30年ほどで埋まってしまうこと、また、社会的にも、低炭素社会及び循環型社会の構築に向けた取組の強化が求められていることから、平成21年12月に受けた京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申を踏まえ、平成22年3月に、「京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020）みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」（以下、「基本計画」という）を策定した。

#### (1) 計画策定の趣旨

本市のごみの現状や社会的な動向を受けて、循環型社会、低炭素社会を構築するために、ピーク時からのごみ量の半減を目指す挑戦的な目標を掲げ、市民や事業者の皆さんと一緒にごみ減量や再資源化に取り組んでいこうとするものである。

計画の位置付け：一般廃棄物処理基本計画としての位置付けに加え、循環型社会、低炭素社会の構築を目指す計画として策定する。

計 画 の 期 間：平成21（2009）年度から平成32（2020）年度

#### (2) 計画の基本理念

京都のまちに今も息づく、しまつの心や門掃き、打ち水といった古きよき伝統や暮らしの美学といった、「市民力」や「地域力」を総結集して、「京（きょう）からみんなで環境にええことしましょ！」を合言葉に、「世界をリードする環境モデル都市・京都」の実現を目指す。

#### (3) 取組目標

平成32（2020）年度の市受入量を平成12（2000）年度のピーク時と比べて半分以下の39万トンとし、ごみが大幅に増える前の昭和40（1960）年代と同様の水準まで減らすことを目標としている。

また、市受入量については、市民の皆さんにより身近なものとしていただくため、一人一日当たり排出量も示している。

### 計画に掲げる目標数値一覧

	平成 20(2008)年度 策定時＝基準	平成 32(2020)年度 最終目標	基準年度比
市受入量	57 万トン	39 万トン	(△32%)
一人一日当たり排出量	1,070 グラム	750 グラム	
再生利用率	18%	31%	(+13 ポイント)
市処理処分量	55 万トン	36 万トン	(△35%)
市最終処分量	9.2 万トン	2.8 万トン	(△70%)

#### (4) 目標達成のための 3 つの基本方針と 9 つの基本施策

ごみになるものの発生抑制から、リサイクル、適正処理・エネルギー回収に至るまでのごみの処理の流れの各段階に沿って、3 つの基本方針と 9 つの基本施策をまとめ、基本施策の下には計 41 の推進項目を掲げている。

基本方針 1 そもそもごみを出さない

～しまつの心を大切にされた京都流のエコスタイルな暮らしによるごみ減量の推進～

基本方針 2 ごみは資源、可能な限りリサイクル

～地域の特性を活かしたごみを資源に変えるリサイクルの推進～

基本方針 3 ごみは安全に処理して最大限活用

～ごみは安心・安全な適正処理とエネルギー回収の最大化による温室効果ガスの削減～

#### (5) 5 つの重点戦略

本市の現状から浮かび上がった課題に対応するため、5 つの方策を「重点戦略」として掲げ、複数の推進項目を融合し、強力に推進していく。

ア 包装材削減推進京都モデル

イ 事業ごみの減量対策

ウ イベント等のエコ化の推進

エ 多様な資源ごみの回収の仕組みづくり

オ バイオマスの利活用

#### (6) 施設整備計画

更なるごみの減量や再資源化により、次の 3 つの項目を実現する。

- ・平成 25 年度当初には、クリーンセンターを 4 工場体制から 3 工場体制に移行する<実  
施済>
- ・東部山間埋立処分地を 70 年以上使用可能にする
- ・南部クリーンセンター第二工場にバイオガス化施設を併設する

#### (7) 計画の推進

市民や事業者の皆さんはもとより、京都のまちで活躍する関連団体の皆さん、学生や観光客の皆さんとも連携を深め、オール京都の取組を展開する。

また、進ちょく管理については、ごみ処理コストなど、ごみに関する情報を分かりやすく誰でも入手しやすい方法で公表していくなど、情報の「見える化」を推進していく。

## (8) 行動計画の策定

ごみ量をピーク時の半分以下に減らす目標の達成に向けて、基本計画に掲げている 41 の推進項目について、今後 5 年間の具体的な実施スケジュール等を盛り込んだ行動計画（アクションプラン）を平成 23 年 3 月に策定した。

### ア 行動計画の期間

平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度まで

### イ 行動計画の構成及び進ちょく管理方法

基本計画に掲げる 41 の推進項目について、具体的な事業等の実施計画を示している。さらに、各取組の進ちょくをわかりやすく把握し、評価するための指標（実施目標、モニタリング指標及び成果目標）を設定している。

また、41 の推進項目の実施目標及び実施計画の進ちょく状況、各取組の進ちょくを把握するため、指標の推移と評価・検証結果をとりまとめ、京都市廃棄物減量等推進審議会に報告し、必要に応じて行動計画の見直しを行い、とりまとめ結果を公表することとしている。

### ウ 41 の推進項目の実施目標及び実施計画

基本計画に掲げる 41 の推進項目ごとに、具体的な事業等の実施計画を示している。

また、「レジ袋削減協定参加事業者数」、「使用済てんぷら油の回収場所」など、各取組の実績について、数値化可能なものは実施目標として設定している。なお、実施目標の目標値については、取組内容に応じて当面の目標として設定している。

### エ モニタリング指標及び成果目標

実施目標を設定することが困難であるものの、継続的に数値の推移を追うことにより、各取組の進ちょくを把握するためのモニタリング指標を設定している。

また、基本計画に掲げる 5 つの重点戦略について、進ちょくを把握するためのごみ量に関する成果目標を設定している。

## (9) 基本計画の見直し～条例改正をはじめとする今後のごみ減量施策の検討～

本市のごみ量は、市民の皆様、事業者の皆様の御理解と御協力により、ピーク時から 4 割以上削減することができたが、ここ数年は、ごみの減量がわずかな量にとどまっていることから、現在の年間 47 万トンから、基本計画に掲げる 39 万トンに向け、ごみの減量を加速させる必要があり、平成 26 年 2 月 14 日に「今後のごみ減量施策の在り方」について、京都市廃棄物減量等推進審議会（以下、「審議会」という）に諮問し、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下、「条例」という）をはじめとする今後のごみ減量施策を検討してきた。

平成 26 年 10 月 3 日に提出された審議会からの答申を踏まえ、平成 26 年度中に、ごみ減量の取組の 2 つの大きな柱である、2R と分別の促進に重点を置いた条例改正案を、市会に提出するとともに、基本計画の見直し・改訂を行う予定である。

## 2 京都市バイオマスGO!GO!プラン ～京都市バイオマス活用推進計画（2011-2020）～

バイオマス（生物由来資源）である生ごみと紙ごみは燃やすごみの約7割を占めており、京都市循環型社会推進計画（2009-2020）では、間伐材や剪定枝等も含めたバイオマスの利活用を重点戦略のひとつにあげている。

そこで、京都市バイオマス活用推進会議における議論を踏まえ、環境負荷の少ない持続的社会的の実現、農林業の振興をはじめとする地域の活性化、バイオマス活用を軸にした新しいライフスタイルの定着を目的とし、平成23年3月に、京都市バイオマス活用推進計画（2011-2020）を策定した。

なお、本計画は、バイオマス活用推進基本法第21条第2項に規定される市町村バイオマス活用推進計画としても位置付けている。

### (1) 計画の目的

この計画では、京都市内に存在するバイオマスの活用により、

- ア 環境負荷の少ない持続的社会的の実現
- イ 農林業の振興をはじめとする地域の活性化
- ウ バイオマス活用を軸にした新しいライフスタイルの定着を図るための道筋を示す。

### (2) 計画の期間

2011（平成23）年度から2020（平成32）年度までの10年間

### (3) 目指す未来像 ～自然環境を気遣う「環境にやさしいまち」の実現を目指して～

豊かな森林資源、伝統文化、進取の気性と創造の力など、京都のまちがもつ「市民力」や「地域力」を総結集し、バイオマスの活用を積極的に推し進めることで、長期的（2050（平成62）年度まで）には再生可能なエネルギー資源を基盤とする未来を視野に入れ、最初の10年間で、自然環境を気遣う「環境にやさしいまち」の実現を目指す。

### (4) 数値目標

京都市内に存在するバイオマスの利用の度合いを示す「バイオマスの総利用率」を、2020（平成32）年度には55パーセントまで高めることを目標とする。

### (5) 重点バイオマス

「木の文化を大切にすまち・京都」は、「木を無駄にしない」を合言葉に、「木」を徹底的に活用する。また、「木」に加え、市民、事業者及び行政の協働による取組の推進が必要な、「紙ごみ」、「食品廃棄物」及び「廃食用油」の3つのバイオマスの活用に、特に力を入れる。

### (6) 目標達成のための方針及び施策

計画の目的を基本方針とし、11の基本施策のもと、37の推進項目（具体的施策）を実施する。

### 3 家庭ごみ減量・リサイクルの推進

#### (1) ごみ減量推進会議の活動

循環型社会の構築に向けごみ減量化の取組を展開していくためには、市民、事業者、行政が協力・連携し取り組むことが不可欠であることから、自発的なごみ減量活動の推進を図ることを目的として、平成8年11月「京都市ごみ減量推進会議」を設立した。

「京都市ごみ減量推進会議」では、市役所前フリーマーケットの開催や、給食用牛乳パックをトイレットペーパー（めぐレット）にリサイクルする事業、市民の循環型社会構築に資する活動を支援する「市民等からの提案によるごみ減量モデル事業」や、事業者向けの秘密書類リサイクル事業、また、そもそもごみを出さない2R（発生抑制・再使用）を重視した事業として、市内の修理店舗を紹介するサイト「もっぺん」の運営、エコ商店街事業等を実施している。

さらに、小学校区を基本単位として、地域住民により組織され、地域におけるごみ減量活動の核となる「地域ごみ減量推進会議」の設立及び活動支援を行っている。「地域ごみ減量推進会議」は、平成26年10月1日現在で172団体あり、使用済てんぷら油の回収、フリーマーケット・バザーの開催、環境学習会や施設見学会の実施、地域のお祭り等イベントのエコ化等の活動を行っている。

#### (2) 生ごみ堆肥化等の活動支援

平成18年度から、家庭ごみの約4割を占める生ごみの減量化を図るため、電動式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器を購入する費用の2分の1を助成している（上限は、電動式生ごみ処理機：3万5千円、生ごみコンポスト容器：4千円）。さらに、平成23年度から、過去に助成を受けた方（過去5年以内に助成を受けた方を除く）にも、購入費用の3分の1を助成している（上限は、電動式生ごみ処理機：2万5千円、生ごみコンポスト容器：3千円）。平成25年度の助成実績は、電動式生ごみ処理機が297台、生ごみコンポスト容器が47台である。

また、平成22年度から新たに市民団体が生ごみや落ち葉などの堆肥化の活動を行う場合に、経費のうち5万円を上限に助成する制度を創設し、平成23年度には登録から3年間限定で2年目以降に1万円を上限に助成する制度に改正した。平成25年度の助成実績は、新規が20団体、既存が33団体である。

#### (3) 生ごみ減量推進事業

##### ア 普及啓発

ピーク時からごみ量の半減を目指すという目標を達成するため、ごみの約4割を占める生ごみについて、食べ残しや手つかず食品の排出を減らし、水切りを徹底するといった家庭や事業所における生ごみの減量を意識したライフスタイル、ビジネススタイルへの転換と定着を図る必要がある。

このような状況を踏まえ、平成23年度から本事業を実施し、生ごみ減量に関するタブロイドを市民しんぶん区版に挟み込んで全戸配布し、生ごみ減量に関するホームページを開設するなど、啓発を実施している。

平成24年度には、親子向けの生ごみ減量啓発媒体（下敷き）を全市立小学校の小学4年生に社会見学に合わせて配布し、また、「(食材の)使いキリ」、「食べキリ」、「水キリ」の3つの「キリ」を推進する「生ごみ3キリ運動」を展開した。

## イ 食べ残しゼロ店舗の認定

平成 25 年度には、新たな取組として、「生ごみ 3 キリ運動」の市民への積極的な PR と飲食店での食べ残しの削減を目的に、食材を使い切るメニューの工夫や食べ残しを持ち帰ることができる工夫などに取り組む飲食店を認定する制度の創設に向けて、飲食店と連携し、「食べ残しゼロ優秀店舗認定制度モデル事業」を実施した。

## ウ 生ごみコミュニティの堆肥化

分別資源化対策として、家庭から発生する生ごみをコミュニティ単位で集約し、共同利用する堆肥化装置で堆肥を生成し、事業に参加した各家庭に還元するというバイオマス資源の小さな循環の輪を図る事業を実施している。

平成 20 年度に京北山国及び大原の 2 地域にてモデル事業を実施し、その実績を踏まえ、平成 22 年度から事業を本格実施した。

平成 25 年度は、6 地域で継続実施しており、平成 26 年度中に新規実施地域を 2 地域拡大し、最終的に 8 地域で運用していくこととしている。

なお、平成 25 年度の生ごみ投入量は、6 地域合計で 11.6 トン、完熟堆肥生成量は、1.2 トンであった。

## エ 小学校の給食の生ごみの有効利用

京都市立小学校では、平成 19 年 4 月から、給食の生ごみを分別排出し、その一部を本市のバイオガス化技術実証研究プラントで、エネルギー生成実験の材料として活用してきた。

しかし、プラントの老朽化により給食の生ごみの受入れを停止したため、平成 23 年 11 月からは、民間再資源化施設に委託して飼料化を行っている。平成 25 年度は約 144 トンの生ごみを飼料化した。

また、平成 24 年 8 月から、小学校に堆肥化装置を設置し、堆肥化する取組を 5 校でモデル的に実施している。こうした取組を通じて、子どもたちが生ごみの減量、リサイクルをより身近なところで体感、実感し、環境について学ぶということを目的の一つとしている。

さらに、平成 25 年度の新たな取組として、児童、保護者をはじめとする地域からの生ごみの持ち寄りの取組を柘野小学校及び梅津北小学校で試行的に実施し、平成 26 年度からは柘野小学校の女性会にもこの取組に参加していただいている。

## (4) コミュニティ回収制度

多様なごみ分別、リサイクル機会の拡大を図るため、町内会等の地域団体が、ごみの発生抑制や資源回収の意義をお互いに意識し合い、古紙や缶・びんなどの資源を自主的、継続的に回収してリサイクルできるような新しいかたちの集団回収である「コミュニティ回収制度」を平成 16 年 9 月に創設した。平成 18 年度からは「家庭ごみ収集における有料指定袋制」の導入に伴い、市民のリサイクル活動のより一層の支援を図るため、定額制による助成金制度を導入している。平成 16 年度末に 26 団体であった登録団体数は年々増加を続け、平成 26 年 9 月末現在の登録団体は 2,355 団体である。

## (5) イベント等のエコ化の推進

イベントの開催に伴う環境負荷の低減と、イベントに関わるすべての人に対する環境保全意識の啓発を図ることにより、市内で開催されるすべてのイベントで「エコ化」に取り組む風土を醸成することを目指している。

イベントのエコ化を推進するためには、イベント主催者が、ごみの分別や公共交通機関による来場の促進などのエコ化の取組を積極的に実践する必要があることから、「京都市認定エコイベント」への登録制度やリユース食器利用促進助成制度を実施している。

京都市認定エコイベント登録件数	108 件（平成 25 年度）
リユース食器助成件数	24 件（平成 25 年度）

## (6) レジ袋削減に向けた取組

平成 19 年 1 月、事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会及び京都市との四者で「マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定」を締結し、その削減を進めている。第 1 回協定締結から 7 年余りを経て、協定参加事業者は 16 事業者（3 商店街）に広がり、その取組を支援する市民団体の数も 13 団体となった。協定締結により、京都市内におけるレジ袋削減・マイバッグ持参に関する取組の輪が広がっている。

## (7) 環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」

暮らしに身近なごみ問題を見つめ直し、市民の更なるごみ減量や分別・リサイクルについての理解を深めるとともに、現在のライフスタイルを見直すきっかけとするため、ごみ処理・再資源化施設を見学するバスツアーを開催している。各家庭から日々排出しているごみの行方や廃食用油などの各拠点回収事業で回収している資源物の再資源化の過程を見学するための移動手段を確保することで、市民に気軽に参加してもらえる見学会としている。

事業開始	平成 20 年 11 月
開催件数	91 件（平成 25 年度）
参加者数	2,159 人（平成 25 年度）

## (8) KYOTOエコマネー

市民一人ひとりのごみ減量に対する関心を高め、使い捨てが当たり前の生活から「ものを大切に使う」ライフスタイルへの転換を図るため、「ごみを減らす行動」をとると、「エコマネー」（1 ポイント 50 円相当）を得られる仕組み「KYOTOエコマネー」を、平成 23 年 8 月に創設した。平成 23 年度は、カフェなどの参加店舗でマイボトルを使って飲み物を購入した際に、エコマネーを付与するとともに、平成 24 年度からは対象メニューに参加店舗への衣料品の持ち込みを追加し、回収量 1kg につき 1 ポイント交付している。

平成 25 年度は実施期間を延長し、6,391 人がエコマネーを 10 ポイント貯めて商品交換

を行った。

## (9) 小型家電リサイクル事業

### ア 拠点回収

家庭からの使用済小型家電を回収し、製品に含まれているレアメタル等の有用金属のリサイクルを推進するため、平成21年11月から、環境省等と連携し、モデル事業を実施した。モデル事業は、平成22年12月をもって終了したが、本市独自の事業を継続し、回収を行っている。

有用金属を比較的多く含む携帯電話、デジタルカメラなど34種類の家電製品（縦横15cm×25cm以下のものに限る。）を対象に、区役所・支所、商業施設など、市内45箇所で拠点回収を行い、中間処理（解体）後、レアメタル、貴金属、ベースメタル等へリサイクルしている。また、事業の周知を兼ね、京都サンガF.C.ホームゲームなどのイベント会場にて回収する「イベント回収」も適宜実施している。

平成26年10月には、34種類に限定していた回収対象品目を拡大し、現在は全ての家電製品（縦横15cm×25cm以下のもので、家電4品目、パソコンを除く）を対象としている。

#### 【回収量の推移】

（単位：kg）

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
回収量	1,245	1,743	10,887	16,523	23,268

※平成21年度は11月以降の5箇月間の実績

### イ 民間事業者による宅配便でのモデル的な回収

ごみ減量と資源の有効利用を図るとともに、利便性の高い、新たな小型家電の回収・リサイクルルートを確保するため、民間事業者（リネットジャパン株式会社＝小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者）との連携\*により、「インターネットでの申込みにより、希望した日時に宅配便で小型家電を回収・リサイクルするモデル的な取組」を、平成26年10月1日から民間事業として開始した。

※ 事業の開始に先立ち、平成26年9月24日にリネットジャパン株式会社と本市の間で「使用済小型家電のモデル回収の実施に関する協定」を締結

## (10) 業者収集マンション等の分別指導

現在、市内にはごみの収集を民間の一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼しているマンション等が約4,400件ある。これらのマンション等については、平成22年2月に業者収集マンションにおける分別ルールや入居者への周知方法等に関する届出制度を創設するとともに、同年4月から一般廃棄物処理実施計画に分別義務を明記、さらに同年6月からは透明袋による排出を義務化するなど、分別の徹底を図る取組を実施している。

また、平成24年度からはマンション管理者と本市が情報交換できる場として、年に1回程度マンションの管理者を対象とした講習会を開催し、今後もマンションの管理者や居住者に対し、きめ細やかな啓発・指導を行っていく。

## (11) 移動式拠点回収事業

京都市では、「ごみは資源、可能な限りリサイクル」とする基本方針の下、区役所・支所、まち美化事務所、上京リサイクルステーションなどにおいて、蛍光灯や乾電池など、合計18品目の資源物の拠点回収を行っている。

こうした資源物に、「出し方がわからない」などの理由から捨てられないままになりがちな石油類や薬品などの「有害・危険ごみ」5品目を加えた23品目について、公園や学校などの市民の皆様身近な場所で回収する「移動式拠点回収事業」を平成23・24年度のモデル実施を経て、平成25年度から本格実施している。

本格実施では、多くの市民の皆様回収を利用していただけるよう、広報・周知を行いながら、まち美化事務所のマンパワーを最大限活用して、平成25・26年度の2箇年の間に、すべての元学区で実施することとしており、平成25年度は96回実施し、79トンの回収を行った。

## (12) 紙ごみリサイクルの推進（雑がみの「分別・リサイクル」の全市展開）

これまでから、コミュニティ回収や拠点回収の拡大、クリーンセンターでの紙ごみ分別回収ボックスの設置などにより、紙ごみの分別・リサイクルの推進に取り組んできた。

また、平成25年度には、紙ごみの中でもリサイクルの進んでいない「雑がみ」の分別・リサイクルを推進するため、「包装紙等の分別・リサイクル拡大に向けた社会実験」を実施し、市内11,389世帯に御協力いただき、約62.3トンの雑がみの回収を行った。また、参加世帯へのアンケートでは、80%以上の世帯が「燃やすごみ」の減少を実感されており、市民の皆様が雑がみの種類や分別方法を理解していただき、意識が高まることで、ごみ減量に有効な取組であることが判明した。

その結果を踏まえ、京都の市民力・地域力を活かし、全ての市民の皆様が雑がみを排出できる環境を整えるため、

- ①地域の「コミュニティ回収」による回収
  - ②古紙回収業者による回収
  - ③(①, ②)で排出できない場合「小型金属類・スプレー缶」の定点収集日での回収
- の3つの柱で、平成26年6月から、京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」を全市で展開している。

## (13) 家庭で眠っている水銀が使われている製品の回収強化

平成25年10月、製品への水銀使用の削減や、水銀の大気や水・土壌への排出の抑制などを定めた、「水銀に関する水俣条約」が外交会議で採択された。

また、平成26年3月には、京都市会から国に対し、条約の早期発効に向け、水銀を含む廃棄物の適正処理を確保するための実効性の高い枠組みを早期に確立することなどを強く求める「水銀に関する水俣条約」の早期発効と水銀含有廃棄物の国内適正処理体制の確立を求める意見書」が提出された。

こうした状況を踏まえ、条約採択から1年を迎える平成26年10月から、家庭で不要に

なった水銀が使われている製品の回収機会を拡大するなど、回収の取組※を強化している。

具体的には、区役所・支所内のエコまちステーション、まち美化事務所及び上京リサイクルステーションにおいて、従来から回収を行っている水銀が使われている製品（蛍光灯、水銀体温計、電池類）に加え、水銀含有率が高い「水銀血圧計」の回収を新たに開始している。

※ この取組では、回収等に関する広報媒体を通じた周知や、回収した水銀が使われている製品の処理を、公益社団法人全国都市清掃会議と共同で実施

## 4 有料指定袋制とその財源活用事業等

### (1) 有料指定袋制導入の経過

平成16年5月に、「指定袋導入の具体的あり方」について「京都市廃棄物減量等推進審議会」に諮問を行い、複数の導入方式の効果等の比較、国や他の自治体等の社会的動向・市民意見など多角的な面から検討が加えられた結果、平成17年8月、「従量制有料指定袋制」を導入すべきとの答申を受けた。その後、この答申を尊重し、「循環型社会」、「低炭素社会」の実現に向けて、現在のライフスタイルを見直す契機とするとともに、ごみ減量・リサイクルの促進に資することを目的として、平成18年10月から、ごみの発生抑制に効果的な家庭ごみ収集における有料指定袋制を実施している。

平成22年8月には、「京都市廃棄物減量等推進審議会」において、有料指定袋制実施による手数料収入から必要経費を差し引いた有料化財源について、これまでの活用方法を検証するとともに、今後の活用方法のあり方について検討され、「有料化財源活用方法に関するとりまとめ」が行われた。

### (2) 有料指定袋の容量及び価格

価格設定については、審議会の答申及び市民意見を踏まえ、燃やすごみ用指定袋については1リットル1円を基本として、資源ごみ用指定袋はその半額としている。市民の要望に応え、平成19年に燃やすごみ用20リットル袋を、平成20年に資源ごみ用10リットル袋を新たに追加している。

種類	色	容量	価格
燃やすごみ	黄色半透明	45 <sup>リットル</sup>	45 円／袋
		30 <sup>リットル</sup>	30 円／袋
		20 <sup>リットル</sup>	20 円／袋
		10 <sup>リットル</sup>	10 円／袋
		5 <sup>リットル</sup>	5 円／袋
資源ごみ (缶・びん・ペットボトル) (プラスチック製容器包装)	無色透明	45 <sup>リットル</sup>	22 円／袋
		30 <sup>リットル</sup>	15 円／袋
		20 <sup>リットル</sup>	10 円／袋
		10 <sup>リットル</sup>	5 円／袋

### (3) 有料指定袋制の実施に伴う財源（有料化財源）の活用事業

有料化財源については、「循環型社会」、「低炭素社会」の構築に向け、ごみ減量・リサイ

クルの推進，まちの美化の推進，地球温暖化対策の三つの柱立てに基づく事業に活用している。

**ア 予算総括表（平成26年度予算）**（単位：千円）

項 目	予算額
（歳入）ごみ処理手数料（A）	1,884,300
（歳出）有料指定袋制導入必要経費（B）	710,500
基金取り崩し（C）	373,300
財源活用額（A－B＋C）	1,547,100

**イ 財源活用事業一覧（平成26年度予算）**（単位：千円）

事業名	財源活用額
発生抑制，再使用の推進	22,500
ごみ減量普及啓発等	32,700
ごみ減量推進会議の活動の支援	36,000
ごみ減量活動支援	129,400
資源物の分別・リサイクルの推進	98,200
空き缶，空きびん，ペットボトルのリサイクルの推進	125,000
プラスチック製容器包装のリサイクルの推進	255,400
家庭ごみの防鳥用ネット貸出事業	13,000
地域団体への不法投棄監視カメラ等の貸与	3,000
再生可能エネルギー等の利用の推進	282,600
家庭部門における地球温暖化対策	72,900
次世代自動車普及促進事業	4,600
「低炭素社会」「循環型社会」の構築に資する他局での活用事業	471,800
合 計	1,547,100

**(4) 製造・販売方法**

有料指定袋の安定的供給のため，本市が適正量を管理し，入札により指定袋製造業者を選定のうえ，製造の請負契約を締結している。供給不足による販売店店頭での品切れ，指定袋の強度不足という事態を避けるべく，調達量・品質管理を厳密に行っている。

市民のごみ排出に支障がなく，かつ利便性を低下させないように，指定袋を販売する市内約1,900店舗の「指定袋取扱店」と手数料徴収事務委託契約を締結している。燃やすごみ用指定袋は5種類（45ℓ，30ℓ，20ℓ，10ℓ，5ℓ），各種10枚1セット，資源ごみ用指定袋は4種類（45ℓ，30ℓ，20ℓ，10ℓ），各種5枚1セットで販売している。

**(5) 有料指定袋制の実施に伴う福祉対策**

日常的に多くの紙おむつを使用する必要がある方については，ごみ減量に取り組むことに一定の制約が認められるため，平成18年12月から，本市福祉施策において紙おむつの支給を受けている方や新生児の保護者を対象に，一定数の燃やすごみ用指定袋を無償配布（手数料免除）している。また，平成19年4月から新たに，在宅医療で腹膜透析を実施し

ている方を対象に加えている。

なお、平成 25 年度までは、無償配布する燃やすごみ用指定袋は 30 リットルのみとしていたが、申請者から容量の小さい袋の交付を求める要望を踏まえ、平成 26 年 4 月より 30 リットルと 20 リットルの選択制としている。

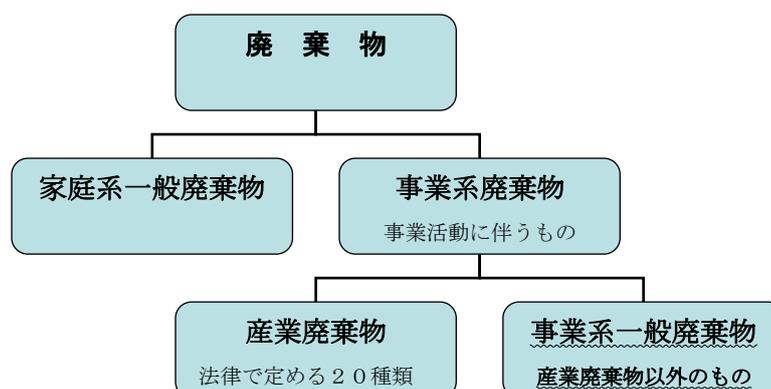
区分		対象者		新生児	腹膜透析実施者
		高齢者	障害のある方		
平成 25 年度配布実績		2,476 名	457 名	6,931 名	111 名
燃やすごみ用 指定袋	30 リットル	年間 60 枚 (最大)		40 枚 (1 回限り)	年間 30 枚 (最大)
	20 リットル	年間 90 枚 (最大)		60 枚 (1 回限り)	年間 45 枚 (最大)

## 5 事業ごみ減量・リサイクルの推進

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、廃棄物の種類や排出事業者の業種により分類される産業廃棄物以外のものであり、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。

排出事業者は、可能な限りリサイクルを行うほか、市の処理施設へ自ら搬入するか、又は市長から許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する必要がある。

### 【廃棄物の種類】



### (1) 事業用大規模建築物の所有者への減量指導

事業の用に供する部分の床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の事業用大規模建築物の所有者等に対し、廃棄物の減量計画書と廃棄物管理責任者選任届の提出を求め、計画書の内容に関するヒアリングと廃棄物保管場所の分別状況の調査を兼ねて立入指導を行っている。平成 26 年 10 月 1 日時点での対象件数は 2,208 件である。

また、事業用大規模建築物の新築等を行う建築主に対し、廃棄物の減量計画書の提出を義務付け、建築段階から減量の意識付けを図っている。

## (2) 特定食品関連事業者に対する減量指導

市内にある店舗等の床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上の食品関連事業者に対し、廃棄物の減量計画書の提出を求め、減量等の指導を行っている。平成 26 年 10 月 1 日時点での対象事業者は 46 社、993 事業所となっている。

平成 25 年度は、特定食品関連事業者における更なるごみ減量を図るため、コンビニエンスストア 2 店舗において、店舗から排出される雑がみの分別回収のモデル事業を実施した（来店者が捨てる雑がみは除く）。

## (3) 事業ごみ排出事業者への普及啓発

事業ごみの更なる減量に向けて、排出事業者に対し、事業ごみの排出ルールに関する知識、再資源化可能な廃棄物の分別の徹底やごみ減量への意識の高揚を図るため、平成 22 年 11 月に主に中小事業者向けに「ごみの分別啓発パンフレット」を作成、配布した。以降、平成 23 年 7 月には、事業ごみの排出ルール、減量方法、優良事例等を紹介するニュースレター「ごみゆにけーしょん」を創刊し（概ね年 5 回発行）、平成 25 年 3 月には、事業系廃棄物について分かりやすく解説し、適正処理はもとより、分別や減量にも大いに役立つ「廃棄物の適正処理ガイドブック」等を活用した啓発を行っている。

## (4) 事業ごみ減量に向けたワークショップの開催

中小事業者に対するごみ減量施策として、平成 23 年度に、京都三条会商店街振興組合において、商店街の加盟事業者や許可業者を対象としたワークショップを 3 回開催し、古紙共同回収など、関係者が連携してごみ減量に取り組んだ。

平成 24 年 5 月からは、ワークショップの議論を踏まえ、古紙共同回収を本格実施しているほか、イベントごみの分別啓発など、ごみ減量に向けた取組を継続している。

また、平成 24 年度は、造園業者や剪定枝等の民間資源化施設の参加を得て、剪定枝等の資源化に向けたワークショップを開催し、ワークショップにおける意見を踏まえた「剪定枝・刈草のリサイクル BOOK」の作成等を行った。

平成 25 年度は、龍谷大学を対象として、学生、教員、管理課の職員、大学生協の職員、清掃会社の職員が参加するワークショップを開催し、ごみ減量に資する取組の検討を行うとともに、龍谷大学におけるごみ減量に向けた提言書を作成し、龍谷大学に対して提言を行った。

## (5) 講習会の開催

事業ごみ排出の基本ルールや、ごみ減量手法等を説明する講習会を開催している。

平成 23 年度は、京都府生活衛生営業指導センター及び京都府料理飲食業組合連合会との共催により飲食関係の事業者を対象に、平成 24 年度は、京都大学生協同組合を対象にそれぞれ実施した。

## (6) 許可業者搬入手数料の改定

一般廃棄物収集運搬業許可業者が排出事業者から収集したごみをクリーンセンターへ搬入する際の処分手数料について、事業ごみの減量やリサイクルの促進の観点から、平成20年4月から段階的に改定しており、平成26年4月に800円/100kgから1,000円/100kgに改定した。

【業者収集ごみ処分手数料（許可業者搬入手数料）】

年 度	単 位	手数料(円)
～19年度	100kg までごと	500
20～22年度		650
23～25年度		800
26年度～		1,000

## (7) 一般廃棄物処理業の許可

他人が排出した一般廃棄物の処理を受託して業として行うには、一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可が必要であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を行っている。

許可を与えた一般廃棄物処理業者に対しては、法令で定める一般廃棄物処理基準等の遵守状況を確認し、一般廃棄物の適正処理の確保のため、適宜指導を行っている。

また、クリーンセンターにおける不適物の搬入を防止するため、業者収集ごみの搬入調査を行うとともに、全許可業者への個別訪問による指導や収集業務に関するルール等をまとめたハンドブックを活用した啓発や研修を充実するなど、適正処理を徹底する取組を実施している。さらに、自己PR制度や優良事業者認定制度（平成26年10月1日現在で19業者認定）の運用等を通じて指導を行っている。

【一般廃棄物処理業者数（平成26年10月1日現在）】

区 分	収集運搬業		処分業
	ごみ	その他限定(※)	
業者数	83	143	9

※ その他限定許可の内容

- ・魚あら 6業者
- ・ちゅうかい 2業者
- ・実験動物の死体等 2業者
- ・木くず 91業者
- ・食品廃棄物 42業者

## 6 エコまちステーションによる事業の推進

平成 22 年 4 月 1 日から、地域における総合的な環境行政の拠点窓口をまち美化事務所から市民により身近な区役所・支所に移転開設し、愛称を「エコまちステーション」とした。

「ごみの減量・分別・リサイクルの推進」、「世界一美しいまち京都の実現」、「環境教育の充実」、「温暖化対策など総合的な環境行政の推進」の 4 つの柱を中心に事業を推進している。具体的な担当業務は以下のとおりである。

平成 25 年度は 91,504 件の市民相談があった。

### (1) ごみの減量・分別・リサイクルの推進

- ア ごみの減量相談
- イ コミュニティ回収制度登録団体，使用済てんぷら油回収拠点，資源物回収拠点，生ごみ・落ち葉など堆肥化活動助成団体の拡大
- ウ 地域ごみ減量推進会議の活動支援
- エ 業者収集マンションに対する分別指導

### (2) 世界一美しいまち京都の実現

- ア まちの美化住民協定の締結推進
- イ 友・遊・美化パスポート事業
- ウ 不法投棄監視カメラの貸与事業

### (3) 環境教育の充実

- ア 環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」
- イ こどもエコライフチャレンジ

### (4) 総合的な環境行政の推進

- ア エコドライブの推進
- イ 環境家計簿の普及啓発
- ウ エコ学区の活動支援

### (5) その他

- ア 防鳥用ネット貸与など各種申請の受付
- イ 家庭ごみの減量，まちの美化に資する業務 など